

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

伊達地方消防組合

管理者 須田 博行

伊達地方消防組合条例第1号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(伊達地方消防組合職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 伊達地方消防組合職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例(昭和46年伊達地方消防組合条例第14号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「禁錮又は懲役の刑」を「拘禁刑」に改める。

(伊達地方消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第2条 伊達地方消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例(平成27年伊達地方消防組合条例第3号)の一部を次のように改正する。

第14条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(伊達地方消防組合行政不服審査会条例の一部改正)

第3条 伊達地方消防組合行政不服審査会条例(平成28年伊達地方消防組合条例第1号)の一部を次のように改正する。

第8条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(伊達地方消防組合個人情報保護法施行条例の一部改正)

第4条 伊達地方消防組合個人情報保護法施行条例(令和5年伊達地方消防組合条例第8号)の一部を次のように改正する。

附則第3条第3項及び第4項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(伊達地方消防組合議会個人情報保護条例の一部改正)

第5条 伊達地方消防組合議会個人情報保護条例(令和5年伊達地方消防組合条例第12号)の一部を次のように改正する。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。